

取締役・監査役教育基準

2015.12.11

新光商事

取締役会

1. 基本の方針

当社は当社の取締役・監査役に対する教育に対して必要な研修や自己研鑽に対して十分な配慮を行うものとする。

2. 研修・自己研鑽メニューの提示

当社は取締役・監査役に対して教育メニューの提示を定期的に行うものとする。また各役員は事務局に自己の希望するメニューを適宜申告するものとする。尚、当該事務局は人事システム部として担当役員を責任者とする。

以上